

公

示

九州運輸局長
令和7年7月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年7月11日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-88 7-89 7-90	安全タクシー株式会社 富士タクシー有限会社 壽タクシー有限会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	久留米市	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-91	安全タクシー株式会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	朝倉市	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-92	有限会社下田タクシー	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	小郡市、久留米市、 三井郡、朝倉郡筑前 町（旧朝倉郡夜須町 に限る。）	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局

公

示

九州運輸局長
令和7年7月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年7月11日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-93	有限会社川島タクシー	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	八女市、八女郡	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-94 7-95 7-96 7-97 7-98	中村 英樹 岩野 幸男 井手口 勝 上尾 政志 福田 貴光	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-99	福岡西鉄タクシー株式会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-100	株式会社大靄交通	○遠距離割引の変更 特定大型車：15,000円を超える部分につき1割引 普通車：9,000円を超える部分につき1割引	筑後市	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局